



給付金について

物価高騰による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

また、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月以降に収入が減少し、家計急変のあった世帯に対し、価格高騰重点支援給付金を支給します。

	対象	給付額	申請締切
令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金	ひとり親世帯分 ○公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない世帯。 ○令和3年の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていたため、令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている世帯。	児童1人あたり5万円	令和6年 2月29日（木） ※ただし、令和6年3月分の児童手当、特別児童扶養手当の認定、または額の改定の認定の請求をした方々への支給の申請は、 令和6年3月15日（金）
	ひとり親世帯以外分 18歳年度末までの子（障害児については20歳未満）の養育者であって、 ○令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）受給者。 ○物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯。 ※令和6年2月末までに生まれる新生児も対象。	児童1人あたり5万円	
価格高騰重点支援給付金	世帯全員の令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯 （住民税が課税されている方に扶養されている世帯は除く） ○対象となる世帯には、6月中に書類が届きます。坂町で把握している金融口座が記載されていますので、内容を確認して返送してください。	1世帯あたり3万円	書類が届いてから概ね 3か月以内
	令和5年1月以降予期せず家計が急変したことで収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯 ○窓口（役場民生課）での申請が必要です。収入が減少したことを証明する書類（給与明細等）を添付して申請してください。	1世帯あたり3万円	令和5年 10月31日（火）

問合せ 役場民生課 ☎820-1505



お知らせ



「募集」「イベント」「お知らせ」など暮らしに役立つ情報をお届けします。

平成30年7月豪雨災害犠牲者追悼式の開催について

平成30年7月豪雨災害から5年を迎えるにあたり、犠牲となられた皆様に哀悼の意を表すため、追悼式を執り行います。

一般献花は、10時から12時まで受付します。（献花用の花は準備しています。）

	とき		ところ
7月2日（日）	9時～10時	追悼式	坂町自然災害伝承公園
	10時～12時	一般献花	

問合せ 役場総務課 ☎820-1510

防災週間パネル展示

7月1日（土）～7日（金）は坂町防災週間です。

期間中は、町民センター、Sunstar Hall、横浜ふれあいセンターで防災教育ビデオの上映とパネル展示を行います。ぜひご覧ください。

※坂町災害伝承ホールでは常時、上映、展示を行っています。

全国瞬時警報システム（Jアラート）を使用した情報伝達試験、訓練放送を行います

防災行政無線及び戸別受信機から、全国一斉情報伝達試験、緊急地震速報の訓練放送が次のとおり放送されます。実際の災害情報とお間違えにならないよう、お願いします。

とき 6月7日（水）11時ごろ 全国一斉情報伝達試験
6月15日（木）10時ごろ 緊急地震速報の訓練放送

スタインウェイピアノをSunstar Hallで弾いてみませんか？

今月は期間限定で、通常の半額の使用料で試弾できます。

ぜひ、この機会にスタインウェイピアノに触れてみてください。

使用料 1時間1,010円（税込）

期間 6月1日（木）～6月30日（金） ※毎週水曜日は休館日です。

※ただし、6月13日（火）～18日（日）、24日（土）、25日（日）は利用できません。

問合せ Sunstar Hall ☎885-5321

